

パートナー契約約款

制定：2025 年 5 月 1 日

第1条 目的

リーフは、日本酒の製造酒蔵を支援する者を増大させることを目的として、パートナー契約約款（以下「パートナー約款」といい、パートナー約款に基づいて成立する契約を「パートナー契約」といいます。）を制定します。

第2条 定義

パートナー約款で使用する定義は、パートナー約款に別段の定義がない限り、リーフの対象商標権の販売ページ内（URL：<https://invest.sakeworld.jp/salescontract>）に掲載される売買契約約款（以下「売買約款」といいます。）の定義が適用されます。

第3条 パートナー登録

1. 対象商標権の販売を支援することを希望する者（以下「申請者」といいます。）は、別途指定する登録フォームより、以下の各号に定める事項を全て記載した上で、リーフに対して申請を行うものとします。
 - (1) 氏名
 - (2) メールアドレス
 - (3) 住所
 - (4) 電話番号
 - (5) ウォレットアドレス
 - (6) 報酬の内容
 - (7) その他リーフが指定する事項
2. リーフは、前項の申請内容に基づいて審査を実施し、当該審査に通った者（以下「パートナー」といいます。）に対して、第1項第2号に定めるメールアドレス（以下「登録メールアドレス」といいます。）宛に、コード（以下「販売者コード」といいます。）を明記した上で、パートナーへの登録が完了した旨のメールを送付するものとします。
3. リーフは、申請者がパートナーとして登録されなかったことによって生じた一切の損害及び不利益について責任を負いません。

第4条 販売促進

1. リーフはパートナーに対して、対象商標権の販売サイト（<https://invest.sakeworld.jp>を含むがこれに限られない）又は販売店舗における対象商標権の販売促進業務（顧客の紹介などを含むがこれに限らない。以下「本業務」といいます。）を委託し、パートナーはこれを受託するものとします。
2. 本業務の委託期間は、2026 年 8 月 31 日又はリーフが登録メールアドレス宛に本業務の終了を通知日のいずれか早い日まで（以下「パートナー期間」といいます。）とします。なお、念のため付言すると、パートナーは、本業務の委託期間終了までに成立していた売買契約に関しては、本項にかかわらず第7条に基づいて報酬請求権を取得することができます。
3. パートナーは、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとします。
4. パートナーは、本業務の遂行にあたり、法令を遵守するものとし、リーフ及び使用権者の名誉を棄損しないように注意しなければならない。

第5条 費用

パートナーが、第3条第1項の申請に要した費用及び本業務の遂行にあたって発生した一切の費用は、パートナーが負担するものとします。

第6条 報酬の内容

1. リーフは、本業務に対する報酬の内容及び金額について、以下のとおり提示をします。
 - (1) 売買代金の10%に相当する暗号資産（なお、暗号資産はPOLとする。）
 - (2) 売買代金の5%に相当する暗号資産（なお、暗号資産はPOLとする。）及び売買商標持分の持分数の5%に相当する対象商標権の共有持分（但し、持分数が1口未満の場合には切り捨て）にかかる商標トークン
 - (3) 売買商標持分の持分数の10%に相当する対象商標権の共有持分（但し、持分数が1口未満の場合には切り捨て）にかかる商標トークン
2. 申請者は、第3条第1項第6号として、前項各号のいずれかを選択するものとします。

第7条 報酬の発生

1. パートナーは、以下の各号に定める全ての条件（以下「報酬取得条件」といいます。）を満たした場合、リーフに対して、本業務に対する報酬請求権を取得するものとします。
 - (1) 買主が、パートナーに発行された販売者コードをリーフに交付した上で、リーフに対して購入の申し込みを行って、売買契約が成立したこと
 - (2) 買主が、前号の売買契約に基づいて発行された商標トークンを受領したこと
 - (3) 第1号で締結された売買契約の解除可能期間が経過したこと
2. 前項に基づいてパートナーが報酬請求権を取得した場合、リーフは、前条に基づいてパートナーが選択した内容の報酬を支払うものとします。

第8条 報酬の支払方法

1. 暗号資産にてパートナーに支払う報酬については、報酬取得条件が充足された売買契約の売買代金総額を毎月末日（以下「集計日」といいます。）で集計し、その翌月末日までに、第3条第1項第5号のウォレットアドレス宛に送付する方法により支払います。なお、送付時には発生する手数料（ガス代）については、パートナーの負担となります。
2. 前項の報酬金額を暗号資産に換算する際には、リーフの裁量により決定する取引所における集計日の最終取引価格又は23時59分59秒時点の価格にて換算するものとします。なお、当該換算により発生した小数点第5位以下の暗号資産の端数は切り捨てるものとします。
3. 対象商標権の共有持分にてパートナーに支払う報酬については、2026年9月30日をもって報酬取得条件が充足された売買契約の持分数（以下「保有持分数」といいます。）を集計し、2026年10月1日から同年12月31日までの間に、第3条第1項第2号のメールアドレスに商標トークンの受領URLを送付する又は第3条第1項第5号のウォレットアドレス宛に商標トークンを送付する方法により支払うものとします。
4. パートナーは、前項に基づいて商標トークンを受領した場合、当該商標トークンの保有持分数について売買約款に基づく買主と同等の地位を有するものとします。
5. リーフは、パートナーが前項の商標トークンの受領を懈怠していたことによって生じた一切の損害及び不利益について責任を負いません。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. パートナーは、リーフに対して、第3条第1項に基づく申請時点及び将来にわたって次の事項に該当しないことを確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 売買商標持分の移転登録手続き及び譲渡代金の全額の支払いのいずれかが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

- ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. リーフは、パートナーが次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、パートナー契約を解除することができます。
 - (1) 前項第1号又は第2号の確約に反することが判明した場合
 - (2) 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第4号の確約に反した行為をした場合
 3. リーフは、パートナーに対して第1項各号に定める確約に反した疑いがある場合には、パートナーに対して説明を求めることができるものとします。
 4. 前項の求めにかかわらずパートナーが合理的な理由なく説明を懈怠した場合、リーフは、第1項各号の確約に反したものとみなし、第2項に基づいてパートナー契約を解除することができるものとします。
 5. リーフは、第2項又は第4項の規定によりパートナーに発生した一切の損害について賠償する責めを負いません。

第10条（解除・損害賠償）

1. リーフは、パートナーが次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要することなく、ただちにパートナー契約を解除することができます。
 - (1) パートナー契約に違反し、相当な期間を定めた是正催告を行ったにもかかわらず是正されないとき
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の決定があったとき
 - (3) 合併によらず解散したとき
 - (4) リーフがパートナー契約の継続又は維持が困難であると判断した場合
2. パートナーは、リーフが次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要することなく、当該該当者との関係においてのみ、ただちにパートナーを解除することができます。
 - (1) パートナー契約に違反し、相当な期間を定めた是正催告を行ったにもかかわらず是正されないとき
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の決定があったとき
 - (3) 合併によらず解散したとき
3. リーフは、相手方の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、当該相手方に、その賠償を請求することができます。

第11条（準拠法・合意管轄）

1. パートナー約款は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。
2. パートナー約款又はパートナー契約に関する法的紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条（言語）

1. パートナー契約の一部に関して複数の言語版が存在する場合は、日本語版が優先されるものとします。
2. パートナー契約に関する通信及び文書の言語は、日本語とします。

＜以下余白＞